

5 高企病第611号

高知県公文書管理委員会 様

高知県公文書等の管理に関する条例（令和元年高知県条例第1号。以下「条例」という。）第14条第3項の規定により、高知県公営企業局公文書管理規程の一部改正の立案に当たり、下記のとおり諮問します。

令和5年12月15日

高知県公営企業局長 笹岡 浩

記

高知県公営企業局公文書管理規程の一部改正の立案に関する事項

（1） 一部改正の趣旨

令和4年度からの電子決裁の導入に伴う規定の整理のため、高知県公営企業局公文書管理規程を一部改正するもの。

（2） 一部改正の内容

別添のとおり